

亀岡市学校給食センター整備運営等事業

募集要項

(令和8年6月8日修正版)

令和8年1月

亀岡市

目 次

2.1. 事業名	2
2.2. 公共施設等の管理者の名称	2
2.3. 事業の目的	2
2.4. 用語の定義	2
2.5. 基本理念	3
2.6. 事業の内容	4
2.6.1. 本件施設用地の立地条件等	4
2.6.2. 施設要件	4
2.6.3. 事業スキーム	5
2.6.4. 業務範囲	6
2.6.5. 事業の実施スケジュール（予定）	7
2.6.6. 法令等の遵守	8
2.6.7. 個人情報保護	8
3.1. 事業者の募集及び選定方法	9
3.2. 事業者の募集及び選定のスケジュール	9
3.3. 参加者が備えるべき参加資格要件	9
3.3.1. 参加者の構成等	9
3.3.2. 参加者の資格要件	10
3.3.3. 市の入札参加資格を有していない者の参加	12
3.3.1. 事業方式	13
3.3.2. 地域経済への配慮	14
3.3.3. 参加資格の確認	14
3.4. 参加手続き等	14
3.4.1. 募集要項等に関する質問の受付（1回目）	14
3.4.2. 募集要項等に関する質問に対する回答（1回目）	14
3.4.3. 参加表明書及び参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知	14
3.4.4. 募集要項等に関する質問の受付（2回目）	16
3.4.5. 募集要項等に関する質問に対する回答（2回目）	16
3.4.6. 提案書の受付	16
3.5. 優先交渉権者の決定方法等	18
3.5.1. 審査	18
3.5.2. ヒアリングの実施	18
3.5.3. 優先交渉権者の決定	19
3.6. 契約に関する基本的な考え方	19
3.6.1. 契約の締結	19
3.6.2. 参加資格を欠いた場合の対応	19
3.6.3. 契約書等の作成	20

3.6.4. 契約書等の作成費用.....	20
3.6.5. 支払方法.....	20
4.1. 議会の議決.....	24
4.2. 情報公開及び情報提供.....	24
4.3. 本事業において使用する言語等.....	24
4.4. プロポーザル参加に伴う費用負担.....	24
4.5. 募集要項等に関する問合せ先.....	24

1. 募集要項の定義

亀岡市学校給食センター整備運営等事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、亀岡市が設計・施工・維持管理・運営一括発注方式（以下「DBO方式」という。）により発注する亀岡市学校給食センター整備運営事業及び自校調理方式により給食提供する育親学園の運営事業（以下「本事業」という。）に対して本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」といい、参加資格審査を通過した者を「参加者」という。）を対象に交付するものである。

また、本募集要項に添付されている以下の資料は、本募集要項と一体のものとする。（以下「募集要項等」という。）

- ・要求水準書
- ・事業者選定基準
- ・様式集

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等への質問に対する回答によることとする。

2. 事業概要

2.1. 事業名

亀岡市学校給食センター整備運営等事業

2.2. 公共施設等の管理者の名称

亀岡市長 桂川 孝裕

2.3. 事業の目的

亀岡市（以下「市」という。）は、令和5年度に社会や教育現場の実情に見合った、望ましい中学校給食のあり方について、有識者や保護者、教職員等で構成される「亀岡市学校給食検討懇話会」を設置し、意見交換を行う中で、懇話会より提出された提言書等を受け、「食育基本法」や「学校給食法」などの法の内容を重んじ、食育と子育て支援の観点から、生徒の健全育成を資する中学校給食の実現のため、令和6年3月に「亀岡市立学校給食基本方針」を策定した。

基本方針を踏まえ、令和6年度に、今後の市の学校給食の推進にあたり、給食実施手法についての方向性を検討する基礎となる「亀岡市学校給食基本計画」を定め、その内容及び関係する調査結果等を踏まえて、より効果的、効率的で市にとって最適な学校給食の実現に向けて検討した結果として、令和7年3月に以下の「亀岡市立学校給食実施方針」を策定した。

本事業は、実施方針において整備することとした亀岡市小・中・義務教育学校（育親学園除く）に提供可能な学校給食センターの整備・運営及び育親学園の運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な学校給食の提供を実現するとともに、財政負担の軽減の観点から本事業の実施にあたり、DBO方式の導入を図るものとする。

2.4. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

本事業により整備する給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件施設等

本件施設と育親学園を総称して、又は個別にいう。

ウ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

エ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

オ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

カ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

キ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ク 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、児童・生徒・教職員が使用する備品をいう。

ケ 配送校

本事業において給食配送対象となる学校をいう。

コ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

サ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

シ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

ス 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

セ 契約

基本協定、設計等業務委託契約、工事請負契約及び維持管理・運營業務委託契約を総称したものをいう。

ソ 契約書等

基本協定書、設計等業務委託契約書、工事請負契約書及び維持管理・運營業務委託契約書を総称したものをいう。

2.5. 基本理念

本事業は、「亀岡市学校給食実施方針」（令和7年3月18日 亀岡市教育委員会会議決定）に掲げる以下の実施方針に基づき本事業を実施する。

【亀岡市学校給食実施方針】

- ・ すべての小・中・義務教育学校において、9年間の一貫した学校給食を実施し、食育を推進することを基本とする
- ・ 市の特性を活かし、地産地消、有機給食を推進することを基本とする
- ・ 「学校給食摂取基準（文科省）」に基づき、主食、副食、ミルクで構成する献立による完全給食を基本とする
- ・ 喫食形態は「全員喫食」を基本とする「学校給食衛生管理基準（文科省）」に基づき、調理、衛生管理を徹底することを基本とする
- ・ 提供手法については「センター方式（共同調理方式）」を基本とする
- ・ 整備手法については、公共施設マネジメントの観点等を考慮し、民間活力を導入した公民連携方式を基本とする
- ・ 献立、食材調達、アレルギー対応、食育などは行政の主体において学校給食を実施する

2.6. 事業の内容

2.6.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地	亀岡市曾我部町穴太奥田 31 番 1 ほか
イ 面積	9,584 m ² (公簿面積)
ウ 都市計画	
(ア) 都市計画区域	市街化調整区域
(イ) 防火指定	指定なし (建築基準法 22 条区域)
(ウ) 建ぺい率・容積率	60%・200%
エ 埋蔵文化財包蔵地登録	指定なし
オ その他	本件施設用地は、令和 8 年 1 月 15 日時点で私有地であるが、市は令和 8 年 3 月末までに購入する予定としている。

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

2.6.2. 施設要件

(1) 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。本事業で求める機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮や防災力の強化の実現も目指している。

(2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

(3) 施設規模

1 日当たり最大 7,000 食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

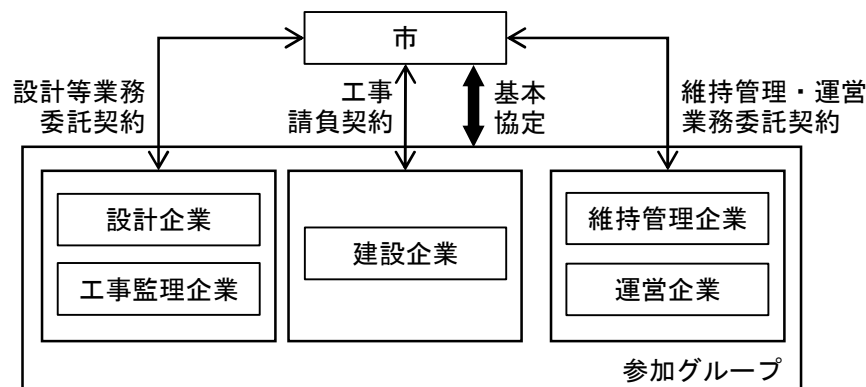
(4) 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸 室 等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用便所、市職員用玄関 等
	共用部分	見学者エリア、研修室兼会議室、来客用便所、ユニバーサルトイレ、廊下等、施設出入口、機械室・電気室・ボイラー室 等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、食堂、事業者用便所、配送員用控え室 等
給食エリア	汚染作業区域	■検収・下処理ゾーン 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落とし室、米庫、洗米室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、物品倉庫、冷蔵室・冷凍室、各下処理室、汚染区域用器具洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等 ■洗浄ゾーン 洗浄室、洗剤庫、食缶等回収用風除室、残渣処理室 等
	非汚染作業区域	■調理ゾーン 揚物・焼物・蒸物室、煮炊き調理室、和え物室、アレルギー対応調理室、炊飯室、非汚染区域用器具洗浄室、添物用仕分室 等 ■配送・コンテナプールゾーン 配送用風除室、コンテナ室 等 ※添物用仕分室は、「配送・コンテナプールゾーン」に設置することも可とする。
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室、洗濯・乾燥室、調理従事者用便所、備蓄倉庫、倉庫 等
付帯施設	排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、敷地内通路、門扉及び塀、防火水槽 等	

2.6.3. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。



- ※1 各企業の概要は、「3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件」のとおりとする。
- ※2 基本協定及び設計等業務委託契約並びに工事請負契約は、令和8年7月を目途として締結（工事請負契約は仮契約）し、工事請負契約は市議会の議決があった場合に本契約を締結したものである。
- ※3 維持管理・運營業務委託契約は、工事請負契約の本契約と同一日に締結する。

2.6.4. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務（土地造成設計を含む）
- (ウ) 建設業務（土地造成工事、本件施設用地内の建築物・工作物の解体撤去を含む）
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 近隣対応・周辺対策業務
- (コ) 各種許認可申請等の手続業務
- (サ) 検査及び引き渡し業務
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の本件施設の維持管理
- (オ) 本件施設等及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 給食提供訓練業務
- (コ) 内覧会及び開所式の開催支援
- (サ) 事業説明資料の作成
- (シ) 映像紹介資料の作成
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食品検収・保管業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
- (ク) 配送車維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- (コ) 食育推進促進業務
- (サ) 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- (シ) 育親学園の調理等業務
- (ス) 統括マネジメント業務
- (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運営業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 栄養管理業務
- (オ) 調理指示業務
- (カ) 給食費管理業務
- (キ) 食数調整業務
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ケ) 食育業務
- (コ) 市職員用事務室内の事務備品の調達、維持管理・更新業務

2.6.5. 事業の実施スケジュール（予定）

事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。事業者提案によるウ～オのスケジュールの変更は可能とするが、施設の供用開始時期の遅延は認めない。

ア	基本協定及び設計等業務委託契約の締結、工事請負契約の仮契約締結	令和8年7月
イ	工事請負契約の本契約締結（議会承認後）及び維持管理・運営業務委託契約の締結	令和8年9月
ウ	本件施設の設計・建設期間	令和8年9月～令和10年10月（26か月間）
エ	本件施設の引き渡し	令和10年10月
オ	開業準備期間	令和10年11月～令和10年12月（2か月間）
		ただし、育親学園については開業準備期間を令和9年4月～令和9年8月（5か月間）
カ	維持管理・運営期間	令和11年1月～令和25年7月（14年7か月間）

ただし、育親学園の調理等業務については、令和9年9月～令和25年7月（15年11か月間）

なお、運営業務のうち統括マネジメント業務は、維持管理・運営業務委託契約の締結から維持管理・運営期間まで（令和8年9月～令和25年7月）を業務期間とする。

2.6.6. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

2.6.7. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的な業務の実施を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

なお、本プロポーザルは、亀岡市令和8年度予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、亀岡市議会において予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルは中止するものとする。

本プロポーザルを中止した場合においても、応募者又は参加者が本プロポーザルの参加のために支出した費用については、一切補償しない。

3.2. 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

	日程	内容
令和8年	1月15日（木）	募集要項等の公表
	2月5日（木）	募集要項等に関する質問（1回目）受付期限
	2月18日（水）	募集要項等に関する質問（1回目）に対する回答期限
	3月5日（木）	参加表明書及び参加資格審査書類の受付期限
	3月12日（木）	参加資格審査結果の通知
	3月17日（火）	募集要項等に関する質問（2回目）受付期限
	3月31日（火）	募集要項等に関する質問（2回目）に対する回答期限
	5月29日（金）	提案書の受付期限
	6月下旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	6月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
	7月下旬	基本協定及び設計等業務委託契約の締結、 工事請負契約の仮契約締結
	9月	工事請負契約の本契約締結（議会承認後） 及び維持管理・運營業務委託契約の締結

3.3. 参加者が備えるべき参加資格要件

3.3.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、本事業の工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運營業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

また、本事業を実施する上で必要となる上記以外の業務を担当する企業等（以下「その他企業」という。）を含めることができる。

-
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 構成員のうち、運営企業を代表企業として定め、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、要求水準書に規定する統括責任者を配置し、運營業務のうち統括マネジメントを実施すること。また、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係る SPC（特別目的会社）の設立は不要とする。
- エ 構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、市に通知し、承諾を得るものとする。
- ただし、上記に関わらず、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、第三者に委託又は下請負人を使用することはできない。
- (ア) 設計企業：設計・建設業務のうち設計業務
 - (イ) 建設企業：設計・建設業務のうち建設業務
 - (ウ) 工事監理企業：設計・建設業務のうち工事監理業務
 - (エ) 維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
 - (オ) 運営企業：運營業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

3.3.2. 参加者の資格要件

(1) 全構成員共通

- ア 令和 7 年度に市の亀岡市競争入札参加資格者であること。
- ただし、上記資格を有さない事業者は、3.3.3. を参照すること。
- イ 市の競争入札における指名停止をうけていないこと。（公告から基本協定締結日まで）
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申立てをしていないこと。
- カ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しないこと。
- (ア) 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下（イ）～（オ）において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力
-

団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 最近1年間の国税または地方税を滞納していない者。

(2) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,000㎡以上の公共施設（平成25年4月以降に竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成25年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年厚生省生活衛生局長通知第85号）に基づく同一メニューを1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理施設の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

(3) 建設企業

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の総合評定値が1,000点以上、または市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）は令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であること。
- ウ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,000㎡以上の公共施設（平成25年4月以降に竣工した施設に限る）の施工を元請として完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、共同企業体の構成員数が3社以上で20%以上出資した者、2社で30%以上出資した者については実績とみなす。

(4) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,000㎡以上の公共施設（平成25年4月以降に竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成25年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター又は大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく同一メニューを1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理施設の工事監理を元請として完了した実績を有していること。

(5) 維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業務を実施する場合、少なくとも1者は次の要件を満たしていること。

- ア 平成25年4月以降に国又は地方公共団体が発注した公共施設の維持管理業務を元請として完了した実績を有していること。

(6) 運営企業

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運営業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ア 令和2年4月以降に、学校給食業務又は大量調理施設において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分及び営業許可取り消し（第55条・第56条）を受けていないこと。
- イ 令和2年4月以降に学校給食法に基づく学校給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく同一メニューを1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理施設における調理業務を発注者から直接受注し、完了した実績を有していること。

3.3.3. 市の入札参加資格を有していない者の参加

令和7年度に市の入札参加資格を有していない事業者が参加する場合は、以下のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、参加資格要件を満たしていると認められた場合、本プロポーザル及び本事業に限り参加することができる。

(1) 受付期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月9日（月）17時00分まで

(2) 受付方法

件名を「(企業名・事前登録審査) 亀岡市学校給食センター整備運営等事業」とし、表3-1の書類を添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp

(3) 事前登録審査結果の通知

上記提出された書類を審査し、令和8年2月13日（金）に審査結果をメール又は電話で通知し、後日、「事前登録審査結果通知書」を送付する。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加表明書及び参加資格審査書類を提出すること。

表 3-1 市の入札参加資格を有していない者の事前登録審査に係る提出資料一覧

No.	提出書類	留意事項	データ形式
1	事業所概要	様式 16	PDF
2	登記事項証明書 又は住民票	法人事業者は登記全部事項証明書 個人事業者は代表者の住民票 3 ヶ月以内に発行されたもの	PDF
3	誓約書	様式 17 代表者印（実印）を押印	PDF
4	役員等調書	様式 18 申請者本人及び様式 18 の注 3 の使用人に該当する者について記載 代表者印（実印）を押印	PDF
5	委任状	入札、契約の締結、代金の請求及び受領の権限を代理人（支店長、営業所長等）に委任する場合のみ必要	PDF
6	納税証明書（完納証明書）	市町村民税の納税証明書（未納がない証明） 本店および登録を希望する支店営業所等の所在地の市町村が発行するもの 3 ヶ月以内に発行したもの	PDF
7	消費税及び地方消費税納税証明書	本店又は主たる事務所所在地を管轄する税務署が 3 ヶ月以内に発行したもの	PDF

3.3.1. 事業方式

本事業は DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。市は本件施設的设计、建設及び本件施設等の維持管理・運営に係る資金を調達する。なお、本件施設等は、市が所有する。また、本件施設的设计・建設業務は、学校施設環境改善交付金等の対象事業として実施する。

3.3.2. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、亀岡市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

3.3.3. 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書及び参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

参加者は、代表企業以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、参加グループの構成員変更届（様式集 様式 20）を以下に持参又は郵送により提出すること。

〒621-8501 亀岡市安町野々神 8

亀岡市教育委員会 学校教育課

3.4. 参加手続き等

3.4.1. 募集要項等に関する質問の受付（1回目）

応募者から募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 8 年 1 月 15 日（木）から令和 8 年 2 月 5 日（木）17 時 00 分まで

(2) 受付方法

件名を「(企業名・第 1 回質問書) 亀岡市学校給食センター整備運営等事業」とし、募集要項等に関する質問及び意見書（様式集 様式 1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp

3.4.2. 募集要項等に関する質問に対する回答（1回目）

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 8 年 2 月 18 日（水）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.3. 参加表明書及び参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

応募者は、参加表明書及び参加資格審査書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格審査書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は提案書を

提出することはできない。

(1) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和 8 年 2 月 19 日（木）から令和 8 年 3 月 5 日（木）までの亀岡市の休日に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）。

ただし、郵送による場合は、令和 8 年 3 月 5 日（木）17 時 00 分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒621-8501 亀岡市安町野々神 8
亀岡市教育委員会 学校教育課

ウ 提出方法

参加表明書及び参加資格審査書類は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 参加資格審査書類の作成

参加資格審査書類は、様式集（様式 2～15）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和 8 年 3 月 12 日（木）までに通知する。

(4) 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付日時

令和 8 年 3 月 12 日（木）から令和 8 年 3 月 18 日（水）までの休日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）。

ただし、郵送による場合は、令和 8 年 3 月 18 日（水）17 時 00 分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒621-8501 亀岡市安町野々神 8
亀岡市教育委員会 学校教育課

ウ 提出方法

参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式集 様式 19）を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

エ 回答

令和 8 年 3 月 25 日（水）までに書面により回答する。

(5) その他

- ア 参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 市は、提出された参加資格審査書類を参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- ウ 参加資格審査において参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。
- エ 参加資格審査書類の提出以後、参加者が提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式集様式 21）を提案書の受付期限までに以下に持参又は郵送により提出すること。

〒621-8501 亀岡市安町野々神 8
亀岡市教育委員会 学校教育課

3.4.4. 募集要項等に関する質問の受付（2 回目）

参加者から募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 8 年 3 月 13 日（金）から令和 8 年 3 月 17 日（火）17 時 00 分まで

(2) 受付方法

件名を「(代表企業名・第 2 回質問書) 亀岡市学校給食センター整備運営等事業」とし、募集要項等に関する質問書（様式集 様式 1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp

3.4.5. 募集要項等に関する質問に対する回答（2 回目）

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 8 年 3 月 31 日（火）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.6. 提案書の受付

参加者は、提案書を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 提案書の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和 8 年 5 月 25 日（月）から令和 8 年 5 月 29 日（金）までの 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）。

ただし、郵送による場合は、令和 8 年 5 月 29 日（金）17 時 00 分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒621-8501 亀岡市安町野々神 8
亀岡市教育委員会 学校教育課

ウ 提出方法

提案書を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参による場合は、提出日時を事前に電話連絡を行うこと。また、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 提案書の受付にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

参加者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、提案書を提出すること。

イ 費用負担等

提案書の作成及び提出等に係る必要な費用は、全て参加者の負担とする。

ウ 提案書の作成方法

提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

エ 棄権

参加者が、提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

オ 公正な競争の確保

参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、事業者の選定を公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者又はその代理人の提出する提案書を受け付けず、事業者の募集を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

カ 提案価格の記載等

(ア) 提案限度額

141 億 ~~630 万 1 千~~円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(イ) 提案価格の記載

提案価格は、価格提案書（様式集 様式 34）に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

キ 提案価格算定用提供給食数

提案価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。なお、年間の施設稼働日数は、190 日とする。

年度	提供食数（食/日）	
	本件施設	育親学園
令和 10 年度	6,562	192
令和 11 年度	6,362	185
令和 12 年度	6,154	173
令和 13 年度以降	6,000	168

注) 提供食数には、事業者が雇用する従事員、試食は含まない。

ク 提案書の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、提案書の作成以外の目的で使用することはできない。

(エ) 提案書の変更禁止

提案書の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りではない。

ケ 契約保証金

設計・建設期間については、設計等業務委託契約の締結と同時に業務委託料（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上に相当する額を、工事請負契約の効力の発生と同時に請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

開業準備期間及び維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、本件施設供用開始後の維持管理・運營業務第2年度の維持管理・運營業務費（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第123条第各号に該当する場合は免除とする。

3.5. 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザルとし、審査は「参加資格審査」、「提案審査（基礎審査、性能審査）」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は事業者選定基準を参照のこと。

3.5.1. 審査

審査は、市が本事業のために設置する亀岡市学校給食センター整備運営等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が事業者選定基準に基づき行う。

3.5.2. ヒアリングの実施

事業者選定基準に基づき提案審査（性能審査）の対象となった参加者に対して提案内容の説明を求めるため、ヒアリングを行う。

なお、実施日時や開催場所等の詳細については、別途、参加者に対して通知するものとする。

3.5.3. 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

市は、参加資格審査及び提案審査（基礎審査、性能審査）の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

なお、決定結果について、異議申立ては一切受け付けない。

(2) 結果の公表

市は、各参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に参加者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も参加資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該参加者を優先交渉権者として決定する。

ただし、参加資格審査及び提案内容審査（基礎審査）において失格となった場合又は事業者として適切ではないと判定された場合（総合評価値が総合評価点が1,000点中600点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。

3.6. 契約に関する基本的な考え方

3.6.1. 契約の締結

市は、優先交渉権者決定後に、優先交渉権者を相手方として基本協定及び設計等業務委託契約を締結し、工事請負契約の仮契約を締結する。

工事請負契約の仮契約は、亀岡市議会において同契約の締結に係る議決を得た場合に本契約となる。また、工事請負契約が本契約として効力を生じた日に、市は、優先交渉権者を相手方として、維持管理・運営業務委託契約を締結する。

3.6.2. 参加資格を欠いた場合の対応

優先交渉権者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該参加者の優先交渉権者の決定を取り消すことができる。その際に、設計等業務委託契約を締結していた場合、又は工事請負契約の仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を取り消すことができるものとする。優先交渉権者の決定を取り消す場合、市は当該参加者以外の参加者のうち、最も評価の高かった者を優先交渉権者として3.6.1.の手続きを行う。

ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、優先交渉権者の決定及び本契約又は仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により基本協定を締結できない場合は、設計等業務委託契約及び工事請負契約の契約金額の合計額の10分の1に相当する額を違約金として請求することがある。

3.6.3. 契約書等の作成

市と優先交渉権者は、契約にあたって協議の上、別紙1のリスク分担表を基本として契約書等を作成する。

3.6.4. 契約書等の作成費用

契約書等の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代など、契約書等の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

3.6.5. 支払方法

(1) 設計等業務委託契約

市は、事業者が実施する設計及び工事監理に係る委託料について、以下のとおり支払うものとする。なお、令和8年度に支払いは行わない。

- ①設計業務に係る業務委託料は、要求水準書で定める実施設計図書提出後に一括して支払う。
- ②工事監理業務に係る業務委託料は、令和9年度末と設計・建設業務の完了時に、工事請負契約で対象とする工事の出来高に応じて支払う。

(2) 工事請負契約

ア 請負代金の支払い

市は、事業者が実施する建設に係る請負代金について、以下のとおり支払うものとする。なお、令和8年度に支払いは行わない。

- ①市は令和9年度、令和10年度の予定出来高を設定する。令和9年度は、工事全体の20%程度を想定しているが、必要に応じて設計業務の進捗により見直す。
- ②令和9年度には当該年度の予定出来高に対する前金払及び部分払を、令和10年度には当該年度の予定出来高に対する前金払及び工事完了時の残額の支払いを行う。
- ③前金払は各年度の予定出来高の10分の4以内、部分払は令和9年度の予定出来高の10分の9以内とする。

イ 請負代金の改定

請負代金については、工事請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認めたときは、以下の手順により、相手方に対して請負代金の変更を請求することができる。

- ①変動の基準となる指標は、「建設物価（財団法人建設物価調査会発行）」の大阪の建築費指数における「構造別平均SRC」、「構造別平均RC」、「構造別平均S」の建築及び設備のうち、事業者が提案書において提案した構造の建物種類を適用するものとする。
 - ②請負代金の改定の請求は、募集要項の当初の公表日が属する月に確定している最新の指数と比較して、請負代金の変更の請求のあった日が属する月に確定している最新の指数が1000分の15を超えることが確認された日より、1か月以内、かつ、本件施設の引渡しの日から2か月前までに書面により行わなければならない。
 - ③市又は事業者は、②の規定による請求があったときは、変動前残工事代金（請負代金から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後
-

残工事代金（変動後の基準となる指標を基礎として算出した変動前残工事代金に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金の改定に応じなければならない。なお、請負代金の改定は、募集要項の当初の公表日が属する月に確定している最新の指数と比較して、請負代金の変更の請求のあった日が属する月に確定している最新の指数が 1000 分の 15 を超える場合に限るものとし、改定後の請負代金は以下の計算式に従って算出することとし、物価変動率は小数点第 5 位以下を切り捨て、改定額は小数点第 1 位以下を切り捨てる。

〈指数上昇の場合〉

$$\text{改定額} = \text{変動前残工事代金} \times \{(1 + \text{物価変動率}) - 0.015\}$$

〈指数下落の場合〉

$$\text{改定額} = \text{変動前残工事代金} \times \{(1 + \text{物価変動率}) + 0.015\}$$

また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。

$$\text{物価変動率} = \alpha - 1$$

α : (改定の条件を満たす指数)

/ (募集要項等の当初の公表日が属する月の指数 (確定値))

④②の規定による請求は、本規定により請負代金の改定を行った後、再度行うことができない。

(3) 維持管理・運營業務委託契約

a) 開業準備業務費

ア 開業準備業務費の支払い

市は、事業者が実施する開業準備に係る委託料について、維持管理・運營業務委託契約書の規定に基づき、育親学園と本件施設の別にそれぞれの維持管理・運營業務開始時に一括して支払うものとする。

なお、育親学園の開業準備費については、令和 8 年 9 月～令和 9 年 8 月の運營業務の統括マネジメント業務費を含む。

イ 開業準備業務費の改定

日本国内における賃金水準又は物価水準の変動による開業準備費の改定については、後述の b) 維持管理・運營業務費の固定料金の改定方法に基づくものとする。ただし、SPPIt-1 は、令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの「企業向けサービス価格指数」又は「消費者物価指数」の平均値とする。

b) 維持管理・運營業務費

ア 維持管理・運營業務費の支払い

市は、事業者が実施する維持管理・運営に係る委託料について、維持管理・運營業務委託契約書の規定に基づき維持管理・運營業務開始後から維持管理・運営期間にわたって年 4 回支払うものとする。

イ 維持管理・運營業務費の改定

日本国内における賃金水準又は物価水準の変動に対応して、維持管理・運営費を改定する。

事業者が提案書において提案した維持管理・運営費を基準額とし、下表「維持管理・運営費の改定の指標」の年間平均値（前々年度10月1日から前年度9月30日までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値）に基づき翌年度の維持管理・運営費を改定する。

なお、改定率に小数点第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1000分の15を超える変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は以下の通り。

$$\text{改定後の支払額} : A_{Pt} = A_{Px} \times (\text{SPPI}_{t-1} / \text{SPPI}_{x-1})$$

A_{Pt} = t年度の各維持管理・運営費

A_{Px} = 前回改定年度（初回は本契約締結時）の各維持管理・運営費

SPPI_{t-1} = t年度の前々年度10月から前年度9月までの「企業向けサービス価格指数」又は「消費者物価指数」の平均値

SPPI_{x-1} = 前回改定年度の「企業向けサービス価格指数」又は「消費者物価指数」の平均値（初回改定時は、令和6年10月から令和7年9月までの「企業向けサービス価格指数」又は「消費者物価指数」の平均値）

維持管理・運営期間中に賃金又は物価に著しい変動が生じ、維持管理・運営業務費が不相当となったときは、市と事業者とが協議して対応を定める。

表 維持管理・運営費の改定の指標

区分	項目	指標
維持管理・ 運営費 (固定料金)	維持管理費相当額	企業向けサービス価格指数「建物サービス」（日本銀行調査統計局）
	運営費相当額 (光熱水費相当分を除く。)	企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）
	運営費相当額 (電気代相当分)	京都市消費者物価指数（京都府企画統計課）：電気代
	運営費相当額 (ガス代相当分)	京都市消費者物価指数（京都府企画統計課）：ガス代
	運営費相当額 (上下水道料相当分)	京都市消費者物価指数（京都府企画統計課）：上下水道料
維持管理・ 運営費 (変動料金)	1食単価の内、光熱水費相当分以外の単価	企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）
	1食単価の内、電気代相当分の単価	京都市消費者物価指数（京都府企画統計課）：電気代
	1食単価の内、ガス代相当分の単価	京都市消費者物価指数（京都府企画統計課）：ガス代
	1食単価の内、上下水道料相当分の単価	京都市消費者物価指数（京都府企画統計課）：上下水道料

ウ 維持管理・運営業務費の減額

市及び事業者は、維持管理・運営業務が契約等に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙2「業務のモニタリング」に従って、維持管理・運営業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

モニタリングの結果、事業者による維持管理・運営業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると市が判断した場合、市は別紙3「維持管理・運営業務費の減額」に従って維持管理・運営業務費を減額し、又はその支払いを停止する。

4. その他

4.1. 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和8年亀岡市議会定例会6月議会に、工事請負契約の締結に関する議案を令和8年亀岡市議会定例会9月議会に提出する予定である。

4.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

4.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4.4. プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

4.5. 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

亀岡市教育委員会 学校教育課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8

電話：0771-25-5053

電子メール：gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp

表 リスク分担

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	募集手続	1	募集要項の誤り、募集手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動	14	施設供用開始前のインフレ・デフレ（※1）	○	○
		15	施設供用開始後のインフレ・デフレ（※2）	○	○
	本事業の中止・延期	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	19	不可抗力による損害（※3）	○	○
契約前	応募費用	20	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		22	議会の議決が得られない	○	○
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
設計	測量・調査	24	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	26	市の帰責事由により変更する場合	○	
		27	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
31		事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○	
建設	用地の確保	32	本件施設用地の確保に関するもの	○	
		33	本件施設用地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	34	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		35	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	36	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
		37	市の帰責事由によるもの	○	
	工事遅延	38	事業者の帰責事由によるもの		○
		39	市の帰責事由によるもの	○	
	工事費増大	40	事業者の帰責事由によるもの		○
		41	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	42	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	43	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
開業準備・維持管理・運営	運営開始の遅延	44	市の帰責事由によるもの	○	
		45	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	46	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	47	市の帰責事由による委託料の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	48	事業者の行う維持管理・運營業務の内容が契約書等に定める水準に達しない場合		○
	開業準備・維持管理・運営費の増大	49	市の帰責事由によるもの	○	
		50	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	51	市の帰責事由によるもの	○	
		52	経年劣化によるもの		○
		53	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の契約適合	54	契約不適合責任期間内		○
55		契約不適合責任終了後	○		

表 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
開業準備・維持管理・運営	需要変動	56	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		57	児童・生徒数、教職員数の変動によるもの (※4)	○	○
		58	残渣の変動		○
	食中毒・異物混入	59	検収時前における食品の異常	○	
		60	検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの		○
		61	検収後の保存方法に起因する食品の異常		○
		62	調理過程における調理方法の不適による食品の異常		○
		63	配送業務に起因する場合		○
	食物アレルギー対応	64	食物アレルギーをもつ児童・生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食品調達時の誤り	○	
		65	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		66	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	67	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		68	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		69	調理の遅延によるもの		○
		70	事業者の交通事故による遅延		○
		71	食品の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大	72	配送校の変更による運搬費の増大	○	
		73	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
移管	性能確保	74	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の手続き	75	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○

- (※1) 工事請負契約では-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担する（詳細は3.6.5.(2)イ参照）。
- (※2) 維持管理・運營業務委託契約では-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担する（（詳細は3.6.5.(3)a)イ及び3.6.5.(3)b)イ参照）。
- (※3) 工事請負代金及び年間維持管理・運営費の-1%以上+1%以下の損害は事業者が負担する。
- (※4) 提供対象者数（事業者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数を合算した数）が、3,500人以上7,000人以下、育親学園における提供対象者数が125人以上250人以下とならない場合は、維持管理・運営費の見直し等を行う。

維持管理・運營業務のモニタリング

1.モニタリングの種類と方法

市と事業者が行う維持管理・運營業務のモニタリングの種類は、下表の通り 2 種類とする。ただし、市が事業者に対して行うモニタリングの方法についての詳細は、事業者によるサービスの提供の方法に依存するため、維持管理・運營業務委託契約の締結後に事業者が策定し市が承認するモニタリング計画書において定める。

なお、市による業務現場への立ち入り検査に際して、事業者は立ち入り検査に最大限協力し、また再委託先等をして協力させる。

原則として、市は、定期モニタリングについてはモニタリング報告書を受領してから 14 日以内に行い、事業者へ結果を通知する。随時モニタリングについては、モニタリングの完了から 14 日以内に、市は事業者へ結果を通知する。

表 モニタリングの種類と方法

種類	市の行う業務	事業者の行う業務
① 定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学期毎に 1 回以上開催する関係者協議会で対面モニタリングを実施。 ・ 月 1 回開催する月例運営会議で対面モニタリングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月 1 回、セルフモニタリング報告書を作成し、市に提出する。 ・ 市がモニタリングを実施するに際し、最大限の協力をを行う。 ・ 市及び事業者が出席する関係者協議会を開催し、日常セルフモニタリング及び定期モニタリングの結果を報告する。 ・ 市及び学校からの意見・要望等について、検討及び意見交換等を行い、改善方策を協議する。
② 随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて施設巡回やヒアリング等により、実施状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の事項の確認にあたり、市に対して最大限の協力をを行う。

2.モニタリングの結果の分類

(1) 維持管理業務の不履行又は不完全履行

市は、モニタリングの結果、維持管理業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると判断した場合には、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

表 維持管理業務の要求水準未達の分類

基準1：重大な事象以外の事象 レベル2	基準2：重大な事象 レベル6
<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画並びに維持管理業務の不備 ・業務報告の不備 ・市及び関係者への連絡の不備 ・その他、基準2以外の維持管理業務の不履行又は不完全履行 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務の不備による衛生状態の欠陥等により本事業に重大な影響を及ぼす事態の発生 ・維持管理業務の故意の放棄（要求水準未達状態の長時間に渡る放置を含む。） ・非常時又は災害時の防災設備の非稼動 ・警備業務の不備に起因して侵入者が起こした重大な人身事故・犯罪の発生 ・市の指示に従わない、故意に市との連絡を行わない等

(2) 運営業務の不履行又は不完全履行

市は、モニタリングの結果、運営業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると認められた場合、事業者に対し、通知及び是正勧告を行う。業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

表 運営業務の要求水準未達の分類

基準の分類		基準の内容	例示
(基準1-①) 業務不完全履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性は少ないものの、要求水準を満たすサービスの提供がされていない場合 その他軽度の業務未実施がある場合
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性がある場合 衛生管理が不十分である場合 その他業務未実施がある場合
(基準1-②) 提供不全	レベル3	給食を一部提供できなかった場合	配付間違い等により、一部の献立を児童・生徒が喫食できなかった場合
	レベル4	指定時間内に給食を配送できなかった場合	正当な理由がなく、指定時刻までに配送されず、児童・生徒が所定の時刻から給食を喫食できなかった場合
	レベル5	給食を提供できなかった場合	児童・生徒が喫食できなかった場合
(基準2) 重大な事象	レベル6	異物混入による重大な問題が発生した場合	金属片、ガラス片等の危険異物が給食に混入した場合
	レベル7	上記以外の重大な問題が発生した場合	上記以外の異物混入、アレルギー事故等により疾病者が発生した場合 業務遂行中の安全不備等により人身事故が発生し、死者又は重症者が発生した場合
	レベル8	非常に重大な問題が発生した場合	異物混入、アレルギー事故等により死者が発生した場合 食中毒の発生

※各レベルの減額ポイント等については、別紙3に記載のとおり。

※事業者に帰責事由がある異物混入、アレルギー事故に関しては、その影響の程度に応じて、いずれかのレベルを適用する。

市は、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）が判明してから7日以内に当該不履行のレベルを判断し、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の原因が「是正勧告を行わない事由」に該当する場合は、是正勧告を行わない。

なお、上記以外の事由が発生した場合、当該事由における基準の分類については、市が事業者の意見を聴取したうえで決定するものとする。

3.是正勧告等に対する事業者の対応

(1) 是正勧告に対する事業者の対応

市が是正勧告を行った場合、事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内（ただし、土日祝日を除く。）に、当該不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下、「改善計画書」という。）を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。

また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。

なお、市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、事業者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

(2) 是正勧告対象外の改善が求められる事象に対する事業者の対応

是正勧告を行わない場合であっても、日常モニタリングにおいて、本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと判断される事象が確認された場合、事業者は、速やかに改善計画を策定して、改善作業を行い、その結果を市に報告しなければならない。

上記の市への報告のほか、当該月に発生した事象と改善結果（もしくは改善経過）をモニタリング報告書にとりまとめて、市に提出し、関係者協議会において検討及び意見交換等を行う。

なお、上記の手続きを経てもなお改善が見込まれない場合、市は改めて事業者には是正勧告を行う場合がある。

4.担当者の変更

市は、再度の是正勧告にもかかわらず、業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善が見込めないと判断した場合は、事業者に対し、当該業務の担当者の変更を求めることができ、事業者は市が規定した期日までに従わなければならない。

5.維持管理・運營業務において優れたサービスが提供された場合の措置

モニタリングの結果、維持管理・運營業務において、契約等の水準を上回る水準の個別サービスが提供された場合には、当該期間中の減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。

直前1年間について継続して良好なサービスが提供された実績がある場合には、当該期間中の減額ポイントが、減額が行われる基準に達した時点で、減額ポイントの減算による救済措置を受

けることができる。本救済措置は、1回適用するごとにゼロクリアされるものとする。

上記の減額ポイントの減算による救済措置は、給食提供を行う上で重大な問題が生じた場合(2.(2)の基準2に該当する場合)には適用できない。

維持管理・運營業務費の減額

市は、事業者別に別紙 2 に基づく是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、維持管理・運營業務費の四半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、事業者に支払う維持管理・運營業務費の減額を行う。ただし、不履行が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

1.減額ポイント

維持管理業務については、「別紙 2 2. (1)」のレベルに基づき、以下の基準 1-①（レベル 2）、基準 2（レベル 6）に記載のポイントを減額ポイントとして適用する。

運營業務については、「別紙 2 2. (2)」のレベルに基づき、以下の基準 1-①、基準 1-②、基準 2 のレベルに記載のポイントを減額ポイントとして適用する。

ただし、食中毒事故の発生の場合の減額ポイントは 40 ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合（当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が次回四半期にまたがる場合を含む。）であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期について、一つの食中毒事故につき 40 ポイントを計上し、この減額ポイントは次回四半期には繰り越されないものとする。

また、異物混入等による児童・生徒の疾病者発生の場合等における減額ポイントは 30 ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる四半期に、一つの事故につき 30 ポイントを計上し、この減額ポイントは次回四半期には繰り越されないものとする。

基準 1-①：業務不完全履行の場合

レベル	減額ポイント
レベル 1：是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1
レベル 2：是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2

※2 回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの 2 倍、3 回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの 3 倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

基準 1-②：提供不全の場合

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル 3 (一部未提供の場合)	レベル 4 (遅配の場合)	レベル 5 (未提供の場合)
1%未満 (0%を含まず)	0.5	1	2
1%以上 5%未満		2	4
5%以上 10%未満	1	3	6
10%以上 30%未満		4	8
30%以上	2	5	10

※影響を受けた給食数の割合

= (当該給食提供日において未提供、遅配又は一部未提供の給食数の合計数) / (実施給食数)

基準 2：重大な事象が発生した場合

レベル	減額ポイント
レベル 6：異物混入による重大な問題が発生した場合	20
レベル 7：重大な問題が発生した場合	30
レベル 8：非常に重大な問題が発生した場合	40

2.減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる状態と認められたとしても、以下に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

- ・やむを得ない事由により減額対象となる状態が生じた場合で、かつ、事前に市に連絡があった場合。
- ・明らかに事業者の責めに帰さない事由によって減額対象となる状態が生じた場合。

3.優れたサービス提供に対して減額ポイントを減算する対象となる事態と減算方法

事業者が優れたサービスを提供した以下に該当する場合には、事業者の求めに応じて減額ポイントを減算することがある。なお、減算による救済措置は、最大 5 ポイントとし、給食提供を行う上で重大な問題が生じた場合（1.の基準 2 に該当する場合）には適用できないものとする。

- ・モニタリングの結果、維持管理・運営業務において、契約等を上回る水準の個別サービスが提供された次に例示するような場合には、当該期間中の減額ポイントを最大 5 ポイント減算する救済措置を受けることができる。

- ①給食提供日直前（前日もしくは当日）に市からの求めに応じて、予定給食数（当該時点までに既に変更の連絡があった場合には、直近の変更後の数）を 200 食以上上回る給食を提供した場合
 - ②食材の納入が遅れ、給食提供に影響が及ぶ可能性がある状況において、事業者が市に協力し、影響を最小限に食い止めた場合
 - ③不可抗力による災害に際して、事業者の創意工夫と努力によって、給食提供サービス不可抗力による災害に際して、事業者の創意工夫と努力によって、給食提供サービスを維持、あるいは速やかに復旧した場合を維持、あるいは速やかに復旧した場合
 - ④別紙 2 に基づく改善によって、本契約等を上回る水準のサービスが提供されることになった場合 等
- ・直前 1 年間について 3 ヶ月毎の減額ポイントの合計が 2 点以下であった場合には、減額ポイントが 5 点を超過した時に救済措置として 2 点を減算できるものとする。本救済措置は、1 回適用するごとにゼロクリアされるものとする。

4.減額ポイントに応じた減額

維持管理・運営業務費の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、維持管理・運営業務費の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該四半期の支払額を事業者に通知する。当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間における維持管理・運営業務費の支払についてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。事業者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間の維持管理・運営業務費の支払が行われている

場合には、算定された減額分を次期の維持管理・運營業務費より差し引く。

食中毒事故の発生の場合の下記算定式における未供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期のみ計上する。

$$\text{減額金額} = (\text{当該四半期の維持管理・運營業務費}) \times \text{減額率} \\ + (\text{レベル 5 に該当する未供給食数} \times 1 \text{ 食当たりの変動料金の単価})$$

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定 ^{※1}	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに5ポイントを越えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～2.5%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに10ポイントを越えて、1ポイント増えるごとに減額率1%増加	3%～22%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに30ポイントを越えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～36.5%
40ポイント以上	40%にて固定	40% (さらに、当該四半期分の維持管理・運營業務費の支払停止 ^{※2})

※1 上表の維持管理・運營業務費の減額率が0%であっても、「未供給食数×1食当たりの変動料金の単価」の減額を行うものとする。

※2 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分の維持管理・運營業務費に、支払停止措置が発生した四半期の減額措置後の維持管理・運營業務費を加算して支払う。

5.合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して合計減額ポイントが21以上となった場合の措置

①市は、上記4.に掲げる維持管理・運營業務費減額の措置に加え、当該連続する2期目の四半期の維持管理・運營業務費の事業者に対する支払いを停止する。

②①で支払いが停止された後、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった期に、当該四半期分の維持管理・運營業務費を支払う。

③更に、支払停止措置により支払いが停止された減額の措置後の維持管理・運營業務費を加算して支払う。